

発議第 40 号

国主導の給食無償化・そのための国庫負担や地方交付税措置の早急な実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

教育福祉委員長 楠山 栄子

## 国主導の給食無償化・そのための国庫負担や地方交付税措置の 早急な実施を求める意見書

空前の物価高で全国的に貧困が広がっている。子どもの貧困も今や社会問題化している。年間、小学生が約4万5000円、中学生で約5万6000円の給食費は家計を圧迫している。給食費以外でも「隠れた教育費」が小学校で年間6万円、中学校で12万円ともいわれている。子育て中の親にとって、子どもの給食費無償化は切実な願いである。

「世界的にも高い教育費負担を減らして」「憲法で義務教育の無償化が保障されているのだから給食も無償にして」などの声が全国であがり、小中学校の学校給食無償化は全都道府県で広がっている。千葉県も、2023年1月から公立小中学校に通う第3子以降の給食費無償化が実施されている。しかし、対象となる子どもは限られている。

憲法26条は「義務教育はこれを無償とする」と定めている。また、学校給食法1条は「学校における食育の推進」とも定めている。これらの法に基づき、給食を完全無償化し、教育費の保護者負担軽減のため、国庫負担や地方交付税措置を早急に実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
文部科学大臣	盛山	正仁	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様

千葉県流山市議会